

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780102

研究課題名(和文) 国連平和ミッションの戦略的統合アプローチと人道支援 比較事例分析を通じて

研究課題名(英文) The approach of strategic integration in the United Nations peacekeeping operations and humanitarian assistance: comparative case analysis

研究代表者

上野 友也 (Kamino, Tomoya)

岐阜大学・教育学部・准教授

研究者番号：10587421

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：冷戦終結後の国連平和維持活動では、政治・軍事、開発、人道支援に関わる組織の統合や戦略の統合が進められることになり、人道支援の中立性が揺らぐことになった。本研究では、組織の統合や戦略の統合のためには、紛争の状況に応じた柔軟な対応が必要であることを説いた。子どもに対する暴力や女性に対する性暴力の問題に関しても、国連平和維持活動と人道支援機関が情報を共有することで課題に対処していることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Peacekeeping operations after the end of the Cold War pursue the integration of organizations and strategies of politics/military, development and humanitarian sectors. The integration of politics/military and humanitarian sectors threatens the neutrality of humanitarian assistance. The research insists the importance of flexible integration according to the situation of armed conflicts. Peacekeeping operations and humanitarian organizations also share information and deal with violence against children and sexual violence against women.

研究分野：国際関係論

キーワード：人道支援 国連平和維持活動 統合 子ども 女性 文民

1. 研究開始当初の背景

冷戦後の国際平和維持活動では、武装解除、地雷除去、難民支援、選挙支援といった多様な活動を展開するようになり、多機能型平和維持活動と呼ばれるようにもなった。多機能型平和維持活動では、政治・軍事、開発、人道支援の各部門が独自に支援を展開していたために、それらの活動の一貫性や効率性が求められるようになった。その結果、国連事務総長特別代表が国連平和維持活動の指揮権を握り、政治・軍事、開発、人道支援の各分野の組織的統合が進められることになった。

国連平和維持活動において政治・軍事部門と人道部門を組織的に統合することにより、人道支援の非政治性に対する懸念が提起されるようになった。2008年以降、人道支援の非政治性に配慮しつつ、国連平和維持活動だけでなく政治・平和構築ミッションにおいても組織的統合を必ずしも伴わない戦略的統合アプローチを採用することになった(以下、国連平和維持活動と政治・平和構築ミッションの両者をあわせて「国連ミッション」という)。これは、軍隊と人道支援機関との目標の共有、計画の調整や統合、業務の成果・スケジュール・責任に関する合意を含むものである。

このような戦略的統合が進められるなか、国連安全保障理事会は文民の保護に関する決議を採択し、国連平和維持活動などを通じて武力紛争における文民、女性、子どもの保護に関心を寄せるようになってきた。国連安全保障理事会が文民の保護を追求するようになる前から、文民の保護は人道支援機関が担ってきた役割であった。このことから、文民を保護するために、平和維持活動と人道支援機関との連携や協働が必要不可欠となってきた。

2. 研究の目的

(1) 国連ミッションにおける政治・軍事分野と人道分野の統合に関する研究。これまでの国連平和ミッションの統合に関する研究を発展させるために、国連における組織的統合と戦略的統合などの統合アプローチの展開を踏まえて、統合アプローチが人道支援活動にどのような影響を与えてきたのかを解明する。

(2) 子どもと女性の保護に関する平和維持活動と人道支援機関との連携に関する研究。子どもと女性の保護のために、国連安全保障理事会と国連事務総長がどのような情報の収集と分析に関する制度を設計し、その制度に国連平和維持活動や人道支援機関が協力し、国連平和維持活動にどのような影響を与えたのかを解明する。

3. 研究の方法

国連ミッションに関する国連文書や文民の保護に関する国連文書、これらの活動に関

する先行研究を用いた。

4. 研究成果

(1) 国連ミッションにおける政治・軍事分野と人道分野の統合に関する研究成果

国連ミッションにおける政治・軍事分野と人道分野の統合は、人道支援機関に利益をもたらすものとされている。しかし、両者の統合に際して、人道支援機関に否定的な効果をもたらす場合が3つある。第一は、国連ミッションが紛争当事者・地元住民と緊張関係にある場合である。この場合、国連ミッションと人道支援機関が密接に連携して活動すれば、紛争当事者や地元住民が人道支援機関の中立性を疑うことになる。国連ミッションに敵対する紛争当事者が、人道支援機関の職員や施設を攻撃の対象に加えた場合、人道支援の中立性は奪われて、人道的空間も縮小することになる。第二は、紛争当事者が文民の保護に対して消極的な場合である。この場合、紛争当事者は人道支援機関の活動を尊重しないため、国連ミッションと人道支援機関との連携に対しても否定的な対応をとることになる。第三は、国連の統合アプローチが、人道コミュニティを分断する場合である。国連ミッションの政治・軍事部門と国連の人道支援機関との統合が深化することによって、国連以外の人道支援機関が組織の中立性や独立性を失うことを恐れて、国連の人道支援機関との協力を拒否する事態が生じている。NGOが国連事務所への訪問を制限したり禁止したりし、国連主導の人道支援調整システムから離脱することにもなった。これには、人道支援の機能別調整を行うクラスターアプローチや、人道カントリーチームからの引き上げが含まれる。人道支援の多くは、赤十字国際委員会や現地の赤十字社・赤新月社、国際・国内NGOに依存しており、被災者にとって効果的な人道支援のためには、国連と国連以外の人道支援機関の協力と連携が必要である。

国連統合アプローチの推進と人道コミュニティの両立を図るためには、紛争の状況に応じて、統合アプローチを柔軟に変化させることが必要になる。組織的統合に関しては、3つのパターンが想定されている。第一は、紛争状態が継続しており、紛争当事者の和平合意もなく、国連ミッションの展開に対して紛争当事者の同意もないような場合、国連ミッションから、人道調整官と国連人道問題調整事務所を分離することが求められる。第二は、紛争状態が継続しつつも、相対的に政治的安定を取り戻しつつあり、人道支援の必要性が低下している場合、国連ミッションと人道調整官は統合しつつも、国連人道問題調整事務所は分離することが必要になる。第三は、紛争が終結して平和が達成され、平和の定着と構築のための支援が必要になる場合であり、国連ミッションへの人道調整官と国連人道問題調整事務所の統合を進めることが可

能となる。戦略的統合に関しても、和平後の平和構築の段階では、戦略的統合フレームワークが、開発援助や人道支援を包括した目標や戦略を提示する。しかし、深刻な人道危機が生じている緊急事態の場合には、戦略的統合フレームワークの対象は制限されることになっており、紛争の状態に応じた柔軟な統合アプローチが求められる。

(2) 子どもの保護に関する平和維持活動と人道支援機関との連携に関する研究成果

国連安全保障理事会は、決議 1539 (2004) を採択し、国連事務総長に対して、子どもの暴力に関する監視メカニズム (MRM) を構築するための行動計画を立案するように求めた。これは、国連機関、政府、地域機関、非政府組織などの専門的知識を活用し、子どもに対する暴力の情報を収集することを意図したものであった。監視報告メカニズムにおける情報の収集と集約のために、国連事務総長特別代表が中心的機関となり、具体的な作業は、監視報告タスクフォースが担当することになった。このタスクフォースは、国連児童基金などの国連機関、国連平和維持軍、非政府組織から構成され、現地の政府機関、国連機関、国連平和維持軍、非政府組織などから情報を収集して精査し、現地の国連事務総長特別代表や常駐調整官に報告書を提出することになった。国連事務総長は、国連安保理が報告書の情報を決議に反映させるだけでなく、国連平和維持活動の任務権限 (マンデート) にも反映させる必要性を説いた。また、国連事務総長は、国連安保理に対して、子どもに対して暴力を行使している紛争当事者に経済制裁を科すように促している。このようにして、国連安保理は、人道支援機関などの国連機関や非政府組織から情報を得て、国連平和維持活動による武力行使や経済制裁を実施する可能性を開くことになった。

(3) 女性の保護に関する平和維持活動と人道支援機関との連携に関する研究成果

国連安全保障理事会は、決議 1960 (2010) を採択し、国連事務総長に対して監視・分析・報告制度 (MARA) を創設するように求めた。これは、性暴力に関する情報の収集と分析、政策の立案と執行を一元的に実施することで、性暴力を抑止し、迅速に対処するための制度である。フィールド・レベルでは、国連事務総長特別代表、常駐調整官/人道調整官のいずれかが責任者となり、情報の収集と分析を担当するワーキング・グループを選定することになった。ワーキング・グループは、地方政府、国連機関、国連平和維持活動、国際・現地 NGO、市民社会組織から性暴力に関する情報を収集し、その情報に基づいて性暴力の傾向やパターンを分析することを任務とする。このように得られた情報と分析の結果は、地方政府、国連機関、市民社会組織などから構成される合同諮問グループが討議

し、提言にまとめ、ワーキング・グループは、これらの情報と分析、提言を国連事務総長特別代表や常駐調整官/人道調整官に報告することになった。今後、このような情報が、国連安全保障理事会による国連平和維持活動の任務権限 (マンデート) や経済制裁の発動に際して活用されることが予想される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

上野友也、国連安全保障理事会による文民の保護 シリア難民と国内避難民に対する保護、岐阜大学教育学部研究報告 (人文科学) 査読なし、64(2)、41-50、2016/03。

上野友也、「女性・平和・安全保障」国連安保理決議 1325 (2000) の履行に向けた制度化を中心に、国連研究、査読なし、16:65-84、2015/06。

[学会発表](計1件)

上野友也、「文民の保護」は難民を保護するのか 国連安全保障理事会による「文民の保護」とその可能性、日本平和学会・強制移動民分科会、琉球大学 (沖縄市)、2015/11/28。

[図書](計2件)

遠藤乾編、上野友也ほか、岩波書店、グローバル・コモンズ、2015、309-333。
初瀬龍平・松田哲・戸田真紀子編、上野友也ほか、晃陽書房、国際関係のなかの子どもたち、2015、203-217。

[産業財産権]

出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上野 友也 (KAMINO, Tomoya)

岐阜大学・教育学部・准教授

研究者番号：10587421

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()